

資料 2

笠岡市空家等対策協議会の設置について

- 「笠岡市空き家等の適正管理に関する条例」により設置する「笠岡市空き家等適正管理審議会」は「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）に定める協議会ではない。
- 「笠岡市空家等対策協議会設置要綱」により、「笠岡市空家等対策協議会」を設置しているが、法に定める要件（構成員）を十分満たしていない。

「笠岡市空き家等の適正管理に関する条例」の全部改正に伴い、現在の審議会と協議会を統合し、法の規定に基づく空家等対策協議会を設置する。

◆空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） （協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」とう。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

◆所掌事務

| 空き家等適正管理審議会 | 空家等対策協議会 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・特定空き家等の所有者等に対する勧告に係る措置の命令に関すること。・その他条例の適正な運用に関して市長が特に必要と認める事項に関すること。 | <ul style="list-style-type: none">・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 |

【変更後】

- ・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- ・特定空き家等の所有者等に対する勧告に係る措置の命令に関すること。
- ・その他空家等対策の推進に関すること。

◆組織

空き家等適正管理審議会 空家等対策協議会

5人以内

- (1) 弁護士 山本愛子委員
- (2) 建築士 塩飽繁樹委員
- (3) 学識経験者 小林正和委員
- (4) 市長が必要と認める者
角田訓也委員
西村輝子委員

改正条例施行時に在職中の委員は、任期満了日まで引き続き委員としての身分を有する。

【変更後】

- 10人以内（市長を含む。）
- (1) 地域住民（行政協力委員）
 - (2) 法務，不動産，建築，福祉等に関する学識経験者
弁護士 山本愛子委員
建築士 塩飽繁樹委員
宅地建物取引士
角田訓也委員
大学教授 小林正和委員
司法書士，法務局，
民生委員 など
 - (3) 市長が必要と認める者
西村輝子委員